

判定

判定2014-600058

愛知県名古屋市中村区椿町17番16号 丸元ビル5F
請求人 フジムラインベント 株式会社

被請求人 宮代 知直

上記当事者間の特許第4864884号の判定請求事件について、次のとおり判定する。

結 論

イ号説明書、図面及び写真に示す「水熱反応装置」は、特許第4864884号発明の技術的範囲に属しない。

理 由

第1 請求の趣旨と手続の経緯

判定請求人の請求の趣旨は、イ号説明書、図面及び写真に示す水熱反応装置（以下、「イ号物件」という。）は、特許第4864884号の請求項1に係る発明の技術的範囲に属しない、との判定を求めるものである。

また、本件に係る手続の経緯は、以下のとおりである。

- 平成17年 5月27日 特許出願 (特願2007-517701号)
- 平成23年10月 6日 特許査定 (起案日)
- 平成23年11月18日 特許登録
- 平成26年12月15日 本件判定請求書の提出
- 平成27年 2月 9日 判定請求答弁書の提出 (被請求人)

第2 本件特許発明

特許第4864884号の請求項1～10に係る特許発明は、特許明細書、特許請求の範囲及び図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1～10に記載されたとおりのものであり、請求人が上記判定を求める請求項1に係る発明(以下、「本件特許発明」という。)につき、その構成を構成要件毎に符合を付して分説すると、次のとおりである(以下、「構成要件A」などという。)

- 「A 内部に有機系の廃棄物を収容する閉鎖空間を有する密閉容器と、
- B 密閉容器内に該廃棄物を炭化させうる程度の高圧高温の蒸気を噴出する蒸気噴出手段と、
- C 密閉容器内の底側に設けられ開閉機構を有する排出口と、
- D 排出口からの直接排出操作のみで処理された廃棄物と液体とを分離して回収する分離回収手段とを備えた
- E 有機系廃棄物の処理装置であって、
- D1 分離回収手段は、密閉容器の閉鎖空間とは異なる他の閉鎖空間を有し、排出口を介して該密閉容器内部に連通する液体の回収部と、密閉容器内の液体のみを排出口を介して自然流下により回収部へ回収させる自然流下回収機構と、を有する
- E ことを特徴とする有機系廃棄物の処理装置。」

第3 イ号物件

平成26年12月15日付け判定請求書、イ号説明書、図面及び写真によれば、請求人の主張する本件イ号物件の構成は、本件特許発明の構成要件に対応させて分説して記載すると、次のとおりである。

- 「a 一端の開口部が封止され、他端の開口部には開閉可能な密閉式扉を備える反応釜(イ10)と、
- b 前記反応釜内に水蒸気を導入するための水蒸気導入部(イ12)と、
- c 前記反応釜(イ10)にて反応済みの被反応物を廃棄物と液体とが混合された状態で排出するために前記反応釜の下側側方から延出する排出口(イ14)と、
- d 前記反応釜(イ10)とは別体であり、前記排出口(イ14)から排出

される前記反応済みの前記被反応物を廃棄物と液体とが混合された状態で受ける生成物受槽（イ6）を備えた

e 水蒸気の水成分と熱とを利用する被反応物の水熱反応装置（イ1）。」

ここで、イ号物件の「反応釜（イ10）」は「密閉式扉を備え」ており、また、イ号物件の「水熱反応装置」が食品残渣などのバイオマスを高圧高温で分解するための装置である（判定請求書第2頁の12～14行）。そして、食品残渣などのバイオマスは有機系廃棄物といえるので、イ号物件の「反応釜（イ10）」は、有機系廃棄物を収容する容器である。

また、イ号説明書の第3頁「2 イ号の作用および動作」によれば、排出口（イ14）は、バルブを開くことで反応釜から被反応物を流出させているので、該バルブは開閉機能を有するものである。

これらの事項を考慮すると、当審ではイ号物件の構成を次のとおり認定する（以下、「構成要件a」などという。なお、請求人の認定するイ号物件に変更を加えた部分を下線で示した。）。

「a 一端の開口部が封止され、他端の開口部には開閉可能な密閉式扉を備え、有機系廃棄物を収容する反応釜（イ10）と、

b 前記反応釜内に水蒸気を導入するための水蒸気導入部（イ12）と、

c 前記反応釜（イ10）にて反応済みの被反応物を廃棄物と液体とが混合された状態で排出するために前記反応釜の下側側方から延出し、バルブを備える排出口（イ14）と、

d 前記反応釜（イ10）とは別体であり、前記排出口（イ14）から排出される前記反応済みの前記被反応物を廃棄物と液体とが混合された状態で受ける生成物受槽（イ6）を備えた

e 水蒸気の水成分と熱とを利用する被反応物の水熱反応装置（イ1）。」

そして、上記イ号説明書、図面及び写真に加え、証拠方法として、請求人からは以下の書証が提出されている。

(1) 甲第1号証 平成26年10月22日付け中日新聞記事「バイオマス発電「特許侵害」」

(2) 甲第2号証 平成26年10月22日付け中日新聞記事「バイオマス発電「特許侵害」」

(3) 甲第3号証 平成26年10月23日付け東日新聞記事「具体的説明なく困惑」

(4) 甲第4号証 特許第4864884号公報（本件特許公報）

(5) 甲第5号証 平成17年5月27日提出「日本語国際公開（職権）」（PCT/JP2005/009728）

(6) 甲第6号証 特願2007-517701号に係る平成23年4月18日付け「拒絶理由通知書」

(7) 甲第7号証 特願2007-517701号に係る平成23年5月9日付け「意見書」

(8) 甲第8号証 特願2007-517701号に係る成23年5月9日付け「手続補正書」

また、被請求人は、判定請求答弁書とともに、以下の書証を提出した。

(1) 添付物件口1号 【イ号写真1】

(2) 添付物件口2号 【イ号写真11】

第4 対比と判断

1 構成要件充足性の判断

1-1 構成要件Aの充足性について

イ号物件の「反応釜（イ10）」は密閉式扉を備えているので、本件特許発明の「閉鎖空間を有する密閉容器」に相当するので、イ号物件の構成要件aは、本件特許発明の構成要件Aを充足する。

1-2 構成要件Bの充足性について

イ号物件の「水蒸気導入部（イ12）」は、反応釜内に水熱反応に必要な高温高圧の水蒸気を導入するためのものであり、水熱反応により有機系廃棄物は炭化し得ることは自明なので、本件特許発明の「蒸気噴出手段」に相当し、このため、イ号物件の構成要件bは、本件特許発明の構成要件Bを充足する。

1-4 構成要件Eの充足性について

イ号物件の「水熱反応装置（イ1）」は、「1-1」に述べたように有機系廃棄物を水熱反応処理するものなので、本件特許発明の「処理装置」に対応し、このため、イ号物件の構成要件eは、本件特許発明の構成要件Eを充足する。

1-5 構成要件C、D及びD1の充足性について

構成要件Dによれば、本件特許発明においては、排出口を介して廃棄物と液体とを分離回収しているので、構成要件C、D及びD1をあわせて検討する。

(1) 構成要件C、D及びD1の技術的意義

ア 本件特許明細書の記載事項

本件特許公報（以下、「甲4」という。）には、本件特許発明の課題と課題解決手段に関して次の事項が記載されている。

「【0002】

有機系廃棄物の処理方法として、例えば、密閉された容器内で廃棄物に高

温高圧の水蒸気中で処理する方法が知られている（例えば、特許文献1参照）」。・・・。」

「【0003】

しかしながら、特許文献1のように廃棄物を蒸気で処理する場合には、容器中に存在する大量の蒸気の一部が液化されたり、或いは廃棄物に元々含まれている水分等が存在することにより、容器内には処理された固体物と液体とが混ざった状態で存在していた。・・・すなわち、特許文献1の処理方法では（1）分離器等の装置が別途に必要であるから処理コストが高い、また、（2）処理工程が煩雑となり多くの労力が必要である、（3）処理に長時間がかかる、（4）反応器と分離器とを別々に設置するための用地を広く確保する必要である、等の問題が生じていた。」

「【0004】

本発明は上記従来課題に鑑みてなされたものであり、その一つの目的は、一台の装置だけで、廃棄物を高温高圧の蒸気を用いて安全に処理できるとともに、該処理に連続して処理された廃棄物と液体とを簡単な操作で分離して回収できる有機系廃棄物の処理装置を提供することにある。・・・。」

「【0006】

また、分離回収手段18は、密閉容器12の閉鎖空間S1とは異なる他の閉鎖空間S2を有し、排出口16を介して該密閉容器12内部に連通する液体の回収部50と、密閉容器12内の液体のみを排出口16を介して自然流下により回収部50へ回収させる自然流下回収機構52と、を有することとしてもよい。排出口16付近で処理された廃棄物は密閉容器12内にそのまま残り、液体のみが重力を利用して回収部50へ自然流下することにより、廃棄物と液体とを分離回収できる。・・・。」

「【0043】

分離回収手段18は、排出口からの直接操作のみで、蒸気処理後の密閉容器12内の処理された廃棄物と液体とを分離して回収する分離回収手段である。本実施形態では、分離回収手段18は、図1に示すように、排出口16を介して密閉容器12内部に連通する液体の回収部50と、排出口16を介して液体を自然流下により回収部50に回収させる自然流下回収機構52と、を有する。」

「【0046】

本実施形態では、液体回収流路54は、液体導入口58が開閉機構26よりも排出上流側の位置に連通接続されている。よって、排出口16の開閉機構26を閉じた状態で、液体回収流路54の開閉機構60を開いて流路を連通状態にすることにより、排出口から液体を分離して回収させる。」

「【0050】

上記のように廃棄物を処理した後は、密閉容器12内には処理された廃棄物と液体が混在した状態となっているので、分離回収手段を介して、先ず

液体のみを分離回収させる。液体回収流路54の開閉機構60を開くと、排出口から液体回収流路内へ液体が自然流下して回収部に回収される。・・・さらに、本実施形態では、密閉容器と回収部とは同圧連通管を介して常時同圧状態であるから、廃棄物を処理した後、すぐに液体の分離回収を行うことができ、作業時間を短縮することができる。例えば、15～20分程度放置し、液体を自然流下させて分離回収した後に、密閉容器12の排出口16の開閉機構26を開いて、処理された廃棄物を排出する。」

イ 構成要件C、D及びD1について

甲4の上記記載事項によれば、本件特許発明は、高温高压の水蒸気を用いて有機系廃棄物を処理するにあたり、処理容器内で処理された廃棄物と液体とを、別途、分離器を設けずに分離回収できる装置を提供することを解決すべき課題とするものである（段落【0002】～【0004】）。

そして、当該課題を解決する手段として、本件特許発明では、「C 密閉容器内の底側に設けられ開閉機構を有する排出口」を有し、「D 排出口からの直接排出操作のみで処理された廃棄物と液体とを分離して回収する分離回収手段とを備え」、「D1 分離回収手段は、密閉容器の閉鎖空間とは異なる他の閉鎖空間を有し、排出口を介して該密閉容器内部に連通する液体の回収部と、密閉容器内の液体のみを排出口を介して自然流下により回収部へ回収させる自然流下回収機構と、を有する」ものと認められる。

そして、当該分離回収手段は、密閉容器内の液体のみを自然流下により回収する液体の回収部と自然流下回収機構を備える（段落【0006】）。これにより、排出口からの直接操作のみで、蒸気処理後の密閉容器内の処理された廃棄物が、既に液体と分離された状態で回収される（段落【0043】）。

具体的には、段落【0046】【0050】の記載によれば、本件特許発明の開閉機構は開閉機構26と60からなり、まず、排出口の開閉機構60のみを開くことにより有機系廃棄物を処理して生成された液体のみを回収部に回収する。次に、液体の回収が終了した後に、排出口の開閉機構26を開いて液体とは分離した後の廃棄物を回収する。

(2) イ号物件の要件充足性

イ号物件においては、反応釜（イ10）と別体の生成物受槽（イ6）が設けられており、反応釜内の液体のみを自然流下により回収する機構がなく、排出口（イ14）の「バルブ」を操作しても排出されるのは、反応済みの被反応物である廃棄物と液体とが混合された状態のものである。

このため、イ号物件の「バルブ」は、本件特許発明の「開閉機構」に相当せず、イ号物件は、排出口からの直接排出操作のみで廃棄物と液体とを分離する本件特許発明の「分離回収手段」を備えているとはいえない。

したがって、イ号物件の構成要件c、dは、本件特許発明の構成要件C、

D及びD1を充足しない。

なお、イ号物件には、構成要件c及びd以外に、本件特許発明の構成要件C、D及びD1に対応する構成はない。

1-6 小活

以上のおりであるので、イ号物件は、本件特許発明の構成要件C、D及びD1を充足しないので、イ号物件は、本件特許発明の技術的範囲に属しない。

2 均等論の適用について

上記1-5で述べたとおり、イ号物件は、「分離回収手段」に対応する構成要件を有しないから、構成要件D及びD1を文言上充足しない。

さらに、請求人は、本件判定請求書第10頁のウにおいて、本件特許発明の構成要件D及びD1とイ号物件の構成要件dとの均等の検討をしているので、以下検討する。

(1) 均等の要件について

均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するための要件は、最高裁平成10年2月24日、平成6年(オ)第1083号判決にて、以下のとおり判示されている。

「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、1) 上記部分が特許発明の本質的部分ではなく、2) 上記部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、3) 上記のように置き換えることに、当業者が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、4) 対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから上記出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、5) 対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、上記対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。」(以下、上記判示事項の要件である「1)」等を、「第1要件」などという。)

(2) 第1要件について

第1要件を検討するにあたり、上記判例における「特許発明の本質的部分」については明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分を意味するものと解すべきである。

これを、本件特許発明についてみるに、本件特許発明の課題と課題解決手段は、上記1-5、(1)ア、イで検討したとおりである。

そうすると、本件特許発明は、構成要件D及びD1に規定する分離回収手段を具備することにより、「排出口からの直接操作のみで、蒸気処理後の密閉容器12内の処理された廃棄物と液体とを分離して回収する」（甲4の段落【0043】）という顕著な効果を奏するものである。このため、構成要件D及びD1は、本件特許発明の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分であり、本質的部分ではないとはいえない。

したがって、本件特許発明は特許請求の範囲に記載された構成中にイ号物件と異なる部分（構成要件D及びD1）があり、かつ、その異なる部分が本件特許発明の本質的部分でないとはいえないから、上記第1要件を満たしていない。

(3) 小結

以上のとおり、本件特許発明は、上記第1要件を充足しないので、上記第2～5要件を検討するまでもなく、イ号物件は、本件特許発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、本件特許発明の技術範囲に属するとすることはできない。

3 被請求人の主張に対して

被請求人は、判定請求答弁書第5頁において、イ号物件に関し、「生成物受槽（イ6）の前面壁の左上端部には他の管路が設置されており、この管路は、生成物受槽（イ6）内に開口し、生成物受槽（イ6）外に出た後、下方に伸び、そして床面に接して、その先は見えない状態になっていることが判る。」（5～8行）とし、「管路の先には、本件発明の回収部（50）が設置されていると考えられる。」（10、11行）とする。

そして、この結果、イ号物件の「生成物受槽（イ6）」、上記「管路」及び管路の先に設置されていると考えられる「回収部」は、それぞれ、本件特許発明の実施例の「排出部（22）」、「自然流下回収機構（52）」及び「回収部（50）」に相当するので、イ号物件は本件特許発明の構成要件D及びD1を充足する旨を主張する（同頁12行以降）。

しかし、次の理由から、イ号物件の「生成物受槽（イ6）」は本件特許発明の実施例の「排出部（22）」に相当するものではない。

なぜならば、本件特許発明の実施例の「排出部（22）」は、「排出口16と、排出筒36と、開閉機構26と、を含む構成」であり（甲4の段落【0038】）、「開閉機構26の閉鎖状態では、密閉容器内の廃棄物の堆積圧がかかる方向に対して交差方向に液体が流れるようになっている。これにより、簡単な構造で、液体導入口58に廃棄物が入りにくい構造となり、液体のみを液体回収路54に自然流下させて、液体の分離回収を良好に行なうことができ」（同段落【0046】）とされるから、開閉機構の閉鎖状態で密閉容器と一体的に密閉される部分でなければならないからである。

これに対し、イ号物件の生成物受槽（イ6）は、排出口（イ14）のバルブを閉鎖した状態で反応釜（イ10）と一体的に密閉されることはない。

このことは、イ号物件において、被請求人が主張するとおり（判定請求答弁書第5頁）、生成物受槽（イ6）には蓋が設置され、生成物受槽（イ6）の上部周縁にはフランジがみられるが（添付物件口1号、及び同口2号）、反応釜の型式プレートには最高使用圧力が2.0MPaと記載されている（イ号写真4）にもかかわらず、生成物受槽（イ6）の型式プレートには最高使用圧力が記載されていない（イ号写真2）ことから、生成物受槽（イ6）は大気圧を超える内圧で使用されるものでないこととも符合している。

したがって、イ号物件の「生成物受槽（イ6）」は本件特許発明の実施例の「排出部（22）」に相当しないので、被請求人の上記主張は採用することができない。

また、被請求人は、均等論を適用した場合についての反論をしていない。

第5 　むすび

したがって、イ号物件は、本件特許発明の技術範囲に属しない。
よって、結論のとおり判定する。

平成27年 3月13日

審判長	特許庁審判官	大橋 賢一
	特許庁審判官	河原 英雄
	特許庁審判官	真々田 忠博